第三号様式を次のように改める。

第三号様式（第六条の七第二項関係）

表　縦十センチメートル　横八センチメートル

証明書

第　号
令和　年　月　日交付

所属
職名
氏名

右の者は、児童福祉法第十八条の十六、第十八条の三十、第十八条の三十一、第十四条の五、第十四条の二又は第十四条の七の二、第三十四条の十四、第三十四条の十八の二又は第四十六条の規定により質問又は立入検査をする職権を行う者であることを証明する。

都道府県知事
（市長）　印

裏

第十八条の十八　都道府県知事は、試験事務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、報告を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくはその事務所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

②　前項の規定により質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

③　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第十八条の二十二　（略）

②・③　（略）

④　第十八条から第十八条の十七までの規定は、指定地域試験機関が地域試験事務を行う場合について準用する。この場合において、同項中「都道府県」とあるのは「第十八条の十七第一項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）」と、第十八条の十三第一項及び第十八条の十七第一項中「都道府県知事」とあるのは「第十八条の十七第一項に規定する認定地方公共団体の長」と、第十八条の十、第十八条の十三から第十八条の十五まで、第十八条の十六第一項及び第十八条の十七第一項中「試験委員」とあるのは「第十八条の十七第一項に規定する判定事務を有する試験委員」と、第十八条の十六第一項中「試験委員及び試験事務」とあるのは「試験委員（定保育士試験委員にあつては、保育士試験委員）及び試験事務」と、第十八条の十七第一項中「試験委員及び試験事務」とあるのは「試験委員（定保育士試験委員にあつては、保育士試験委員）及び試験事務（第十八条の三十一第一項に規定する判定事務を有するものとする。

第三十四条の五　都道府県知事は、児童自立生活援助事業者（小規模住居型児童養育事業を行う者に対して、必要と認めるときは、障害児通所支援事業等